



労組周辺動向 No.91

2020年7月10日現在

1. 法・政策

(1) コロナ慰労金の条件は10日間以上の勤務：厚生労働省「必ず申請を」

厚生労働省は都道府県に対して、高齢分野で働く職員を対象にした慰労金に関する実施要綱を出した。新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が出ていれば20万円、出ていなくても5万円を非課税で支給。6月末までに10日間以上働いていたことなどを条件とし、該当すれば必ず職員に全額支給する。ただ福祉施設の申請が必要で、厚労省は「忘れずに申請してほしい」と強調する。

慰労金は非課税であるため、パートで働く主婦がいる世帯の税金を減らす配偶者特別控除を気にする必要がない。また、受給権については差し押さえもできない。

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627373.pdf>

「【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について（周知依頼）」

<https://www.ghkyo.or.jp/archives/13008>

(2) 持続化給付金の対象拡大

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin-kakudai.pdf>

(3) 労災保険給付額が「全ての勤務先の賃金額」を合算して決定されるようになる

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousai_hukugyou.html

(4) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000646901.pdf>

2. 法違反・闘い

(1) 非正規コロナ休業、無補償 56%：生計に打撃、民間調査

新型コロナウイルス感染拡大を受け、休業となったりシフトを減らされたりした非正規労働者のうち 56%が、何も補償を受けていないとの調査結果を民間企業がまとめた。派遣やパート、アルバイトで働く多くの人たちの生計に打撃を与えている状況が浮かんた。

「【第 2 回 新型コロナ関連アンケート】緊急事態宣言の解除から 1 週間、就業状況の変化を調査」

<https://blog.apseeds.co.jp/covid-19-questionnaire-id2/>

(2) 過労死ライン超でも「残業代」は定額？—自販機の補充員らが 2, 4 0 0 万円を求めて会社を提訴

自動販売機運営の会社に対して、5 人の従業員が残業代など未払い賃金計約 2, 8 7 8 万（残業代は約 2, 4 0 0 万円）の支払いと、不当な配置転換の無効を求めて東京地裁に提訴した。

記者会見した従業員は「会社は定額働かせ放題の固定残業代を悪用している」と訴えた。一方、訴えられた会社の一つは「定額を超えた分は別途支払っており、定額ではない」とし、両者の主張は真っ向から対立している。

原告は配置転換の無効も主張している。6 月に配置転換の命令を受けた 5 人中 3 人が組合員。

原告側は、浦和営業所にはルートが 4 0 以上あり、1 0 0 人近くのセールスマンがいることから、組合員を狙ったものだとして、不当労働行為であると主張。ユニオンは東京都労働委員会に救済を申し立てた。

(3) 職場での民族侮辱文書の配布に賠償命令：大阪地方裁判所堺支部が差別から労働者を守る必要性を認める判決

不動産大手「フジ住宅」の職場で「在日は死ねよ」などの文書が配布された行為の違法性が争われた訴訟で、大阪地裁堺支部は文書などを配布した行為について「社会的に許容できる限度を超えている」として違法と判断し、同社と会長に対し、同社従業員の在日韓国人女性に計 1 1 0 万円の損害賠償を支払うよう命じた。

原告の女性は在日韓国人の 3 世として日本で生まれ育った。小学校高学年から日本名を使わず本名で暮らした。会社を辞めずに闘ったのは「在日」とであると堂々と言える日本になっただけでほしいからだ。「子には憎悪や偏見に屈し、沈黙する未来を残したくない」。

(4) 「パワハラ」相談 昨年度 8 7, 0 0 0 件余と過去最多を更新

職場でのいじめや嫌がらせなど、いわゆる「パワハラ」の相談が昨年度 8 7, 0 0 0 件余り

に上り、過去最多を更新したことが分かった。

厚生労働省によれば昨年度、全国の労働局に寄せられた労使間のトラブルの相談は27万9,210件で、前の年度を4.8%上回った。

パワハラをめぐるのは先月から大企業で防止対策が義務づけられたほか、再来年4月からは中小企業でも義務化される。

「令和元年度個別労働紛争解決制度の施行状況」 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000643973.pdf>

3. 情勢・統計

(1) 生活保護申請13.5%増：4～5月に「特定警戒都道府県」の13都道府県主要都市
新型コロナウイルス感染症の「特定警戒都道府県」に指定された13都道府県の主要都市で、今年4～5月の生活保護申請件数が計16,368件に達し、前年の同時期に比べ13.5%増えていたことが分かった。特に緊急事態宣言に伴う休業要請が始まった4月は、ほぼ全ての主要都市で申請が増加した。一時的な生活資金を確保できる支援メニューの活用も進んでいるが、自治体の担当者は「経済状況が悪化すれば、今後も申請は増える可能性がある」と警戒する。

増加の傾向は特に都市部で顕著にみられた。東京都を除く16都市では前年比11.5%増だったが、東京23区は19.9%増に達した。

(2) 日銀短観、大企業製造業景況感はリーマン以来の低水準—コロナ直撃

日本銀行が四半期ごとに実施している企業短期経済観測調査(短観)の6月調査で、大企業・製造業の景況感を示す業況判断指数(DI)はマイナス34と、3月の前回調査から26ポイント悪化し、リーマンショック後の2009年6月調査(マイナス48)以来の低水準となった。悪化は6期連続で、マイナスは2期連続。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けた経済活動の停滞が企業心理を直撃した。

大企業・非製造業はマイナス17と、前回調査から25ポイント悪化した。マイナスに転じるのは、東日本大震災後の2011年6月調査(マイナス5)以来9年ぶり。悪化幅は比較可能な1983年以降で最大となった。新型コロナの影響が直撃した宿泊・飲食サービスはマイナス91と過去最低を記録した。

「第185回 全国企業短期経済観測調査」2020年7月1日 日本銀行調査統計局

<https://www.boj.or.jp/statistics/tk/gaiyo/2016/tka2006.pdf>

(3) 新型コロナで解雇・雇止め 全国で3万人超 —5月以降急増

新型コロナウイルスの影響で、勤め先から解雇や雇い止めにあった人が見込みも含めて全国で3万人を超えた。

厚生労働省が全国のハローワークなどを通じて把握した新型コロナウイルスの影響による解雇や雇い止めは、今年1月末から7月1日までに見込みも含め31,710人にのぼった。

4月が2,654人だったのに対し、5月は12,952人、6月は12,688人とこの2か月で急増し、全体の約8割を占める。

一方、こうした解雇や雇い止めを防ぐ対策として、厚生労働省が企業に活用を促している「雇用調整助成金」は、申請が7月1日時点で約33万件にのぼり、このうち21万件余りの支給が決まっている。

厚生労働省は、新型コロナウイルスの影響を受けた企業への助成金の上限を引き上げるなど制度を拡充していて、引き続き積極的な活用を呼びかけている。

(4) タイで同性婚が事実上合法化：台湾に次いでアジアで2番目

タイ政府は、同性カップルの結婚を事実上認める「市民パートナーシップ法案」を承認したと発表した。この法案が成立すれば、タイは台湾に次いでアジアで2番目に同性カップルの権利を認める国家となる。

この法案は、同性婚を認めるものではないものの、同性カップルが養子を迎える権利や、配偶者の財産を相続する権利を認める内容となっている。

今回承認された法案は、同性カップルのつながりを“結婚”と規定していないが、人権団体のレインボー・スカイ・アソシエーションは、この法案を前向きに捉えている。「大切なのは呼び方ではなく、内容だ」と、同団体のプレジデントの Kittinan Daramadhaj はロイターの取材に述べた。

タイではまだ、性転換が合法化されておらず、今回の法案はシスジェンダー（Cisgender）の同性カップルのみを対象としている（シスジェンダーとは、トランスジェンダーの対義語で、生まれたときに割り当てられた性別と性同一性が一致し、それに従って生きる人のことを指す用語）。

しかし、それでもこの法案は前向きに捉えられている。「私たちはついに愛する人と結婚し、家族として暮らす権利を獲得した」と、タイ出身のトランスジェンダーでニューヨークのモデル事務所 Trans Models 創立者の Peche Di は述べている。

タイ政府の広報担当の Rachada Dhnadirek はブルームバークの取材に、「この法案は、タイ政府が全ての人々の平等を推進し、同性カップルの権利を保障する上で重要な一歩とな

る」と述べた。

タイの LGBTQ+カルチャーを分析した2014年のレポートで、国連開発計画（UNDP）及び米国国際開発庁（USAID）の研究者らは「現在のタイは矛盾を抱えている」と述べていた。

「タイの観光庁はゲイの楽園というイメージを打ち出しているが、タイ社会では今もなおセクシャリティに関する議論はタブーとされ、学校での性教育も不十分だ」とレポートでは指摘されていた。